

令和 6 年 9 月 2 1 日
危機管理監室危機対策課

低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法の適用について

令和 6 年 9 月 2 1 日の大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記のとおり災害救助法の適用を決定しました。

記

1 災害救助法の適用について

(1) 災害救助法適用市町村

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

(2) 法適用日

9 月 2 1 日

(3) 被害の状況等

大雨による災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

(4) 備考

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2 これまでにとられた措置

避難所の設置等

(お問合せ先)
石川県危機管理監室危機対策課
電話：076 - 225 - 1480
内線：4280